

電力データ活用による地域住民のウェルビーイングの向上に係る実証実験に関する協定書

大阪市（生野区役所）（以下「甲」という。）と関西電力送配電株式会社（以下「乙」という。）は、生野区における電力データ活用による地域住民のウェルビーイングの向上に係る実証実験（以下「本実証実験」という。）の実施に関し、相互に連携及び協力をするため次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲は電力データの特性を生かした実証実験に参画することにより、高齢者をはじめとした地域住民のウェルビーイングの向上に資する電力データに基づいた効果的な施策を検討し、地域福祉の推進や区民サービスの向上を図ることを目的とする。乙は本実証実験を通じて、電力データ活用の社会実装に向けた課題の抽出と解決策の検討、ノウハウの蓄積を行い、広く社会に共有することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、それぞれの業務に支障のない範囲において、次の事項について連携し協力する。

（1）電力データ活用促進のための事例の創出

ア 地域福祉業務の再整理及び効率化・高度化検討

イ 地域住民のウェルビーイングの向上に資する新事業の創出の検討

（2）電力データ活用に関する効果検証、課題解決、ノウハウの共有

ア 業務課題のヒアリング、電力データ活用による解決事例案の検討

イ データ収集、定量・定性効果の測定及び検証・分析、モデル構築、精度向上検討

（3）本実証実験に関する広報

ア プレスリリース、事例紹介における協力

（4）その他、本実証実験に関連すると認められる事項に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

3 前2項の規定は、本締結日における両当事者の基本的理解を確認するものであり、甲乙間にいかなる権利義務関係その他の法的拘束力を生じさせるものではない。

4 甲及び乙は、第1項各号に定める連携事項を実施するにあたり、相手方から提供を受けた情報に不正確や誤りがありそれにより損害を被った場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。ただし、甲又は乙が、提供した情報に不正確や誤りがあることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日から1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、甲及び乙は、大阪市生野区役所にお

ける事業連携協定及び包括連携協定の締結・変更・中断・解除に関する基準（令和 7 年 4 月 1 日制定。以下「基準」という。）第 4 条に基づき、必要な手続きを行うものとする。

（協定の中断）

第 5 条 甲は、基準第 5 条に基づき、乙との連携を中断することができる。

（協定の解除）

第 6 条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の 1 か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

2 甲は、乙が基準第 6 条各号に該当する場合、本協定を解除することができる。

3 甲又は乙は、相手方に対して、前 2 項による本協定の解除に関して、何らかの損害の賠償を求めることはできない。

（秘密保持義務）

第 7 条 甲及び乙は、第 2 条に定める連携事項の検討及び実施により相手方から開示をうけた秘密又は情報について、第三者に漏らしてはならない。ただし、本実証実験のために必要な範囲内で、弁護士、税理士及び公認会計士等の専門家に開示することができる。

2 甲及び乙は、本協定が終了した後においても、前項に定める秘密保持義務の責任を負うものとする。

3 前 2 項の規定は、本実証実験を通じて得られた成果を用いた事業を甲又は乙が実施することを制限するものではない。

（個人情報の保護）

第 8 条 甲及び乙は、第 2 条に定める連携事項の検討及び実施について、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を取扱う場合は、個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

（その他）

第 9 条 第 2 条第 1 項に掲げる事項に係る具体的な事務は、甲が基準第 5 条第 1 項に規定する措置を講じた場合は、行わないこととする。

2 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が署名の上、各 1 通を保有する。

令和 7 年 9 月 24 日

甲：大阪市

協定締結担当者 生野区長

（自署）

乙：関西電力送配電株式会社

理事

（自署）